

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第4項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年11月9日

**【四半期会計期間】** 第106期 第2四半期  
(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

**【会社名】** 株式会社 山梨中央銀行

**【英訳名】** The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役頭取 進 藤 中

**【本店の所在の場所】** 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

**【電話番号】** 055(233)2111(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経営企画部長 安 藤 昌 夫

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号  
株式会社 山梨中央銀行東京支店

**【電話番号】** 03(3256)3131(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役東京支店長 荻 原 政 行

**【縦覧に供する場所】** 株式会社 山梨中央銀行東京支店  
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)  
株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年11月26日に提出いたしました第106期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 財政状態及び経営成績の分析

（単体情報）

4 預金・貸出金の状況（単体）

（4）中小企業等貸出金

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第2 【事業の状況】

#### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

(単体情報)

#### 4 預金・貸出金の状況 (単体)

##### (4) 中小企業等貸出金

(訂正前)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	952,425	<u>918,837</u>	<u>△ 33,588</u>
総貸出金残高	②	百万円	1,448,655	1,524,658	76,003
中小企業等貸出金比率	①/②	%	65.74	<u>60.26</u>	<u>△ 5.48</u>
中小企業等貸出先件数	③	件	71,243	<u>69,647</u>	<u>△ 1,596</u>
総貸出先件数	④	件	71,560	69,967	△ 1,593
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.55	99.54	△ 0.01

(訂正後)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	952,425	<u>920,840</u>	<u>△ 31,585</u>
総貸出金残高	②	百万円	1,448,655	1,524,658	76,003
中小企業等貸出金比率	①/②	%	65.74	<u>60.39</u>	<u>△ 5.35</u>
中小企業等貸出先件数	③	件	71,243	<u>69,648</u>	<u>△ 1,595</u>
総貸出先件数	④	件	71,560	69,967	△ 1,593
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.55	99.54	△ 0.01

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年11月9日

**【会社名】** 株式会社 山梨中央銀行

**【英訳名】** The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役頭取 進 藤 中

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社 山梨中央銀行東京支店  
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)

株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取進藤中は、当行の第106期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。